見守り新鮮情報　第 264 号

平成 28 年 10 月 26 日

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

レンタルオーナー契約によるトラブルに注意

訪問してきた業者から「コンテナを購入してレンタルすればもうかる」と熱心に勧められた。

その際、「元本は必ず戻る」「家賃と同様にずっと利子のように入る」と言われ、合計 500 万円ほどの契約をした。毎月 2 万円ほどコンテナ利用料の振り込みがあり、さらに勧められたので、追加で 100 万円の契約をした。

しかし、その後、振り込みがなくなり、業者に電話をしてもつながらない。（80 歳代　女性）

＜ひとこと助言＞

・商品を購入して所有者になり、それをレンタルし、レンタル料が支払われるという「レンタルオーナー契約」について、レンタル料が払われない、購入代金も戻らない、という相談が寄せられています。

・このようなケースでは、購入した商品も消費者に引き渡されず、レンタル業者の事業の実体や購入した商品の存在などを確認するのが難しいことがほとんどです。実体が確認できない場合は契約しないでください。事業者が経営破たんした際のリスクも十分理解しましょう。

・「元本保証」「高配当」などのセールストークをうのみにしないようにしましょう。

・不審に思ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

■イラスト入りリーフレット（PDF 形式）は国民生活センターホームページ

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mglist.html

※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

本情報は、都道府県等の消費者行政担当部署等からの情報をもとに編集・発行しています。

詳細は、「レンタルオーナー契約によるトラブルにご注意－元本保証、高配当と言われても、業者が破綻すれば、レンタル料も受け取れず、『元本』もほとんど戻りません－」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160908_1.html

全国の消費生活センター等の相談窓口

http://www.kokusen.go.jp/map/index.html